

岩手県告示第944号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営山田地区（織笠工区）土地改良事業（下閉伊郡山田町）に係る換地処分をした。

平成28年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也